八　特別勘定を設ける保険契約にあっては、それに属する財産の運用に係る体制が適正であること。

九　保険契約者に対して、第二十三条第一号から第五号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。

十　第八条第四号に掲げる事項に関する保険約款の規定において、保険料の増額又は保険金の削減（以下この号において「保険料の増額等」という。）が行われる場合の要件、保険料の増額等の内容及び保険契約者に当該保険料の増額等の内容を通知する時期が明確に定められていること。

（保険料及び責任準備金の算出方法書の審査基準）

第十三条　改正法附則第二条第七項第七号ロに規定する主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一　契約者価額の計算が、保険契約者等にとって不当に不利益なものでないこと。

二　当該書類に記載された事項に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

（保険契約者等の保護のために必要な基準）

第十四条　改正法附則第二条第七項第八号に規定する主務省令で定める基準は、認可申請者が、特定保険業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者でないこととする。

（保険契約管理業者に適用される規定の読替え）

第十五条　改正法附則第二条第十二項の規定により保険契約管理業者（同項に規定する保険契約管理業者をいう。第八十九条第一項第十六号ロにおいて同じ。）が認可特定保険業者とみなされる場合における第五十九条、第六十五条、第六十九条から第七十四条まで、第七十五条（第七号及び第八号を除く。）、第七十六条から第七十八条まで及び第八十九条（第一項第七号、第十一号及び第十五号を除く。）の規定の適用については、第六十九条第二号中「認可特定保険業者」とあるのは「移転先会社が認可特定保険業者の場合」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等の場合」と、第七十二条第二項第六号中「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項第十四号中「責任準備金」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、第七十四条中「、移転業者の事業方法書等に定めた事項のうちの移転対象契約に関する部分」とあるのは「移転対象契約に関する事項」と、第七十五条第二号中「事業の譲渡」とあるのは「特定保険業に係る事業の譲渡」と、同条第五号中「事業又は」とあるのは「特定保険業に係る事業又は」と、「事業に係る」とあるのは「特定保険業に係る事業に係る」と、第八十九条第一項第十号中「改正法附則第四条第十七項において読み替えて準用する法第百六十五条の二十四第二項の規定による官報による公告及び当該合併認可特定保険業者の定款で定めた公告方法による公告又は催告をしたこと並びに」とあるのは「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二百四十八条第二項又は第二百五十二条第二項の規定による公告をしたこと及び」と、「当該官報による公告」とあるのは「当該公告」とする。

第三章　旧特定保険業者の保険契約の包括移転

（保険契約の移転に係る備置書類）

第十六条　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第一項に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十六条の二第一項に規定する移転契約書（第十九条第二項第二号において単に「移転契約書」という。）

二　改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転業者（第十九条において単に「移転業者」という。）並びに改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項に規定する移転先法人（以下この章において単に「移転先法人」という。）の貸借対照表（移転先法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百二十三条第二項（同法第百九十九条において準用する場合を含む。）の規定により作成した貸借対照表及び別紙様式第一号第三により作成した貸借対照表。第十九条第二項第四号において同じ。）

（保険契約の移転に係る公告事項）

第十七条　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、移転先法人の名称及び主たる事務所の所在地とする。

（保険契約に係る債権の額）

第十八条　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に規定する主務省令で定める金額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の公告又は通知（次号において「公告等」という。）の時において被保険者のために積み立てるべき金額

二　未経過期間（保険契約に定めた保険期間のうち、公告等の時において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する保険料の金額

（保険契約の移転の認可の申請）

第十九条　改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十九条第一項の規定による認可の申請は、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間経過後一月以内に、移転業者及び移転先法人の連名の認可申請書を行政庁に提出して行わなければならない。

2　前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　理由書

二　移転契約書

三　移転先法人の社員総会又は評議員会の議事録

四　移転業者及び移転先法人の貸借対照表

五　移転業者の財産目録

六　移転業者を保険者とする保険契約であって改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約により移転先法人に移転するものとされる保険契約（以下この項及び第二十一条において「移転対象契約」という。）について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

七　移転業者を保険者とする保険契約について、移転対象契約及び移転対象契約以外の保険契約の区別を明示して、保険契約の種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金に相当する額を記載した書面

八　移転対象契約について、その種類ごとに責任準備金その他の準備金に相当する額及びそれらの算出方法を記載した書面

九　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十五条第一項の契約により移転対象契約とともに移転するものとされる財産について、その種類ごとに数量及び価額を記載した書面

十　移転先法人を保険者とする保険契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

十一　移転先法人を保険者とする保険契約について、その種類ごとに保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金の額を記載した書面

十二　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項の規定による公告又は通知をしたことを証する書面

十三　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の前条に規定する金額が、改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第四項に定める割合を超えなかったことを証する書面

十四　移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要する者である場合には、移転対象契約に係る責任準備金に相当する額が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられているかどうかについて、当該移転先法人の保険計理人が確認した結果を記載した意見書

十五　その他改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十九条第二項の規定による審査をするため参考となるべき事項を記載した書類